

議案第19号関連資料

明石市旅館業法施行条例の一部改正について

1 改正の目的

旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)には、営業者は法に規定されている宿泊拒否事由に該当する場合を除き、宿泊を拒否してはならない旨が定められていますが、近年、迷惑客からのカスタマーハラスメントに当たる要求等の対応に営業者が苦慮している現状を踏まえ、国は宿泊拒否事由の規定を見直し、法の一部改正を行いました。

これにより、条例に定める宿泊拒否事由のうち、法と重複する規定を削除するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 法と重複する宿泊拒否事由の削除(条例第11条第1号及び第3号～第5号)
- (2) その他文言の整理(条例第11条第2号)

【条例第11条(宿泊を拒むことができる事由)】

現行	改正後	重複する法の条項 (第5条第1項)
1 宿泊しようとする者が宿泊料を支払う能力を有しないと認められること	削除	第2号・第3号
2 宿泊しようとする者の <u>身体、衣服等</u> が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること	宿泊しようとする者の <u>衣服等</u> が著しく不衛生で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること	
3 宿泊しようとする者が泥酔し、又はその言動が著しく異常であって、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること	削除	第2号・第3号
4 宿泊しようとする者が暴力団員その他規則で定める者であると認められること	削除	第2号
5 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたと認められること	削除	第3号

<参考：旅館業法第5条第1項>

営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- 1 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。
- 2 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 3 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるもの*を繰り返したとき。[新設]
- 4 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

※厚生労働省令で定めるもの

- (1) 宿泊料の減額その他のその内容の実現が容易でない事項の要求
- (2) 粗野又は乱暴な言動その他の従業者の心身に負担を与える言動を交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以上の労力を要することとなるもの

3 施行期日

公布の日